

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和8年4月6日（月）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第4, 5, 6会議室

## 議 事

- 第 1 議案 第 12 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 5 議案 第 16 号 魚津市農業委員会「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年4月6日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第4, 5, 6会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

3番 中山 彦信 4番 上樂 晃

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆

9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

上中島地区 村崎 信明 道下地区 松本 謙介

7. 議事録署名委員

1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主査 本田 陽一 主事 山根 悠平

主事 清水 雅之 主事 鷹休 誠人

---

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和8年度4月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番水尾委員、2番澤田委員をお願いいた

します。

議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が23 m<sup>2</sup>です。

**【議案第12号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

8番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

10番： （数年前に転用計画を立てたときは）近隣住民に反対されたということだが、なぜか。

事務局： 理由までは伺っていないが、景観上の問題だと考えられる。

議長： 他に意見が無いようでしたら申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長： 異議が無いようですので、議案第12号は決定いたします。

議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目をご覧ください。今月の申請は2件4筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が998㎡です。

**【議案第13号 議案書をもとに朗読】**

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4 番： 事務局の説明のとおりで許可妥当と思います。

10番： 事務局の説明のとおりで許可妥当と思います。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第13号は意見決定いたします。

議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全18件、66筆、102,184.37㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第14号は決定いたします。

議案第15号魚津市農業委員会「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号魚津市農業委員会「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について説明させていただきます。

**【議案第15号 議案書をもとに朗読】**

議長： 事務局より説明ありましたが、委員の皆様から意見あれば発言願います。

議 長： 報酬についてだが、所得に対し、徴収される税金が増えた。理由について教えてほしい。

事務局： 所得が増えるにつれ、徴収額が増えていきます。

議 長： 他に意見が無いようでしたら、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議無いようですので、議案第15号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：

- ・あっせん委員の選任について
- ・令和8年度魚津市農業委員会総会の日程について
- ・令和7年度魚津市農業委員会親交会収支報告について
- ・非農地通知について（令和8年3月決定分）
- ・農業委員会の業務執行体制に係るヒアリングについて
- ・農業委員会親交会費の価格改定について

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時30分】

## 【別添】

## 農地法第4条調査書

議案第12号 受付番号1番

申請者	作成者
	許可要件の状況
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であり、第1種農地であると判断します。 許可基準は集落接続です。
転用目的	申請者所有の既存墓地が山林化した箇所があり、老朽化や害獣被害、斜面の崩れなどの問題がある点を鑑み、安全に管理可能な自宅周辺へ墓地を移設する計画です。
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であり、申請書に通帳の写し等を添付しており、適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、墓地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は墓地の整備が目的であり、該当しないと考えます。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界についてはコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬよう十分配慮されます。 雨水については既存水路へ排出し、生活排水は発生しないため、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。
一時転用の妥当性	
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	作業用敷地	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら作業用敷地として違反転用していたことを反省し、始末書が添付されています。必要な資金については自己資金にてまかなう計画で通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は作業用敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、作業用敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、作業倉庫建設部分はコンクリート敷きとし既設水路に排出する計画であり、伐採木置場については土造成のため自然浸透により排水する計画です。 生活排水は発生しません。 今回の転用によって農地集団規模を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

## 【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第13号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	貸車両置場	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は貸車両置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸車両置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については土砂造成とし、自然浸透により排水する計画です。 生活排水は発生しません。 今回の転用によって農地集団規模を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		